

基 - 101
平成 9 年 10 月 1 日
改訂：平成 13 年 9 月 26 日
改訂：平成 14 年 9 月 25 日
改訂：平成 15 年 9 月 24 日
改訂：平成 18 年 9 月 28 日
改訂：平成 21 年 2 月 12 日
改訂：平成 21 年 9 月 25 日
改訂：平成 22 年 9 月 24 日
改訂：平成 23 年 9 月 27 日
改訂：平成 24 年 9 月 25 日
改訂：令和 4 年 9 月 26 日

# 定 款

株式会社 かんなん丸

# 第1章 総則

## 第1条（商号）

当社は、株式会社かんなん丸と称し、英文ではKAN-NANMARUCORPORATIONと表示する。

## 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 料理飲食店の経営
2. 食料品の販売
3. 前各号に附帯する一切の業務

## 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

## 第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第2章 株式

## 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

## 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利

#### 第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

#### 第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は株式につき、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社においては取扱わない。

## 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合、随時これを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

#### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（総会の決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出するものとする。

## 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 18 条（員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

#### 第 19 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議により選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行なう。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第 20 条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 21 条（取締役会の招集および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および監査役に対して発するものとする。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

#### 第 22 条（代表取締役および役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じその他の役付取締役若干名を選定することができる。
2. 取締役社長は、会社を代表する。
3. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を選定することができる。

#### 第 23 条（業務執行）

1. 取締役社長は会社の業務を統轄し、その他の役付取締役は取締役社長を補佐して取締役会で定めた事項につきその業務を分掌する。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が業務を代行する。

#### 第 24 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の業務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

#### 第 25 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第26条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

### 第27条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会の決議により選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

### 第28条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第29条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

### 第30条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

### 第31条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

### 第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第33条（剰余金の配当の基準日）

当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

第34条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第35条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
2. 前項の金銭には利息はつけないものとする。

附 則

1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。